## 離島住民の大きな負担を 解消するために

座間味村阿嘉島摩留間島

権限移譲事務

旅券法に基づく事務

事例紹介 座間味村

## 移譲受け入れの経緯

座間味村では、これまで住民がパスポートを申請する際、本籍地市町村で戸籍謄(抄)本を取得したうえで、那覇市に所在する沖縄県旅券センターまで出向いて手続きを行う必要があったため、離島である本村と沖縄本島(那覇市)を船で往復する交通費、移動に要する時間等が住民にとって大きな負担となっていた。

このような住民の負担を解消するため、村役場窓口におけるパスポートの申請・受取のワンストップサービスを実現すべく、平成22年度より権限移譲を受け入れることとした。

## 取組·効果

本村では、パスポートの申請事務を、戸籍・住基担当において処理することとし、一つの窓口で戸籍謄(抄)本の取得とパスポート申請が完結する体制を整えている。

また、平成24年度から役場の会計課において申請に必要な県証紙を購入できるしくみを整えたほか、証明写真も役場で撮影が可能としている。

これにより、本籍が本村管内である方で あれば、本人確認書類のみ持参いただけれ ばパスポート申請が可能となっている。

令和元年度

パスポート申請件数 38件

権限移譲を受け入れたことにより、それまで住民の大きな負担となっていた申請に際しての沖縄本島(那覇市)往復に要した時間や交通費が解消され、住民の負担軽減と利便性の向上につながっている。





<役場窓口の様子>

## 住民の声

住民からは、「手続きが役場だけでできるようになって助かる」「沖縄本島への移動費用がかからなくなり助かる」との声が寄せられている。

(担当課:座間味村総務・福祉課)

令和3年3月作成